

ペットの防災 3 ～所有者明示～

災害はいつどこで発生するかわかりません。そして、それは大切なペットたちも同じです。防災対策は十分行われていると思いますが、ペットのための防災対策は十分でしょうか？『備え vol.29』では「同行避難」、『備え vol.32』では「避難生活」についてご紹介しましたが、今回は平常時に飼い主が行うべき対策のひとつである「所有者明示」についてご紹介します。

災害発生直後は、うろたえてしまうのと同時に身の安全の確保や情報収取などに追われ、気が付いた時にはペットの行方が分からなくなってしまうという事があるかもしれません。また、外出中に災害に遭ってしまった場合、自宅の状態によってはペットが逃げ出していることもあります。実際に、東日本大震災では、大規模な地震や津波が発生し、住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪する例が多数生じました。

そのような状況において「ペットの所有者明示」は第三者が飼い主を特定できるため、早期の返還につながります。「所有者明示」にも様々な方法があるので、犬と猫を代表にいくつかご紹介します。

000犬の場合000

■ 首輪と迷子札

■ 鑑札、狂犬病予防注射済票

※飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着、
年1回の狂犬病予防注射をしたことの証明
となる注射済票の装着が義務付けられている

■ マイクロチップ

※挿入した際は必ず、（公社）日本獣医師会などに
飼い主の情報や動物情報を登録する



000猫の場合000

■ 首輪と迷子札

※猫の首輪は引っ掛かりを防止するために、
力が加わると外れるタイプが良いと言われるが、
これを利用する場合はマイクロチップの装着を
強く推奨する

■ マイクロチップ

※挿入した際は必ず、（公社）日本獣医師会などに
飼い主の情報や動物情報を登録する



※出典：環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」

「首輪」や「迷子札」は外れてしまう可能性がありますが、「マイクロチップ」は体内にあるため外れることがなくお勧めです。災害時、家族とも言えるペットと離れ離れになったら、とても心配なものです。その際、所有者明示があれば無事に帰ってくる可能性がぐんと高まります。災害時に限らず、もしものときの安心を得るためにもペットの所有者明示を行いましょう。

〈防災士 荻野 勝也〉